

船橋市障害者グループホームスプリンクラー整備費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、火災発生時に自力で避難することが困難な人が多く入所する市内のグループホーム(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第17項に規定する共同生活援助を実施する事業所をいう。以下同じ。)の新規開設に際し、入所している方々の安全を確保するため、社会福祉法人、医療法人、特定非営利活動法人、株式会社等(以下「事業実施者」という。)が行う事業に要する経費に対し、予算の範囲内において船橋市障害者グループホームスプリンクラー整備費補助金(以下「補助金」という。)を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(補助の対象)

第2条 補助対象とする事業は、別添「船橋市障害者グループホームスプリンクラー整備費補助金に係る補助事業」(以下「補助事業」という。)の1に定める事業とする。

(補助額の算出方法等)

第3条 補助事業に対する補助額は、次のア、イ及びウを比較して最も少ない額に、別添の2に掲げる補助率を乗じて得た額の合計額の範囲内の額とする。

なお、事業ごとに算出された補助額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

ア 事業又は工事請負契約等を締結する単位ごとに、別添の5に定める対象経費の実支出額の合計額

イ 総事業費から寄付金その他の収入額(社会福祉法人の場合は、寄付金収入額を除く。)を控除した額

ウ 別添の5に定める事業ごとに算出した基準額の合計

2 同一の事業実施者より複数の補助事業に対する補助金の交付の申請があった場合は、それぞれの事業ごとに前項の規定に基づき補助額を算出するものとする。

(交付申請)

第4条 事業実施者は、補助金の交付の申請をしようとするときは、船橋市障害者グループホームスプリンクラー整備費補助金交付申請書(第1号様式)を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請を行うに当たって、消費税及び地方消費税を補助対象経費とする場合にあっては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(補助対象経費に

含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助対象経費に占める補助金の割合を乗じて得た金額をいう。以下「消費税仕入控除税額」という。）を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

（交付決定）

第5条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、交付の可否の決定を行い、その旨を船橋市障害者グループホームスプリンクラー整備費補助金交付可否決定通知書（第2号様式）により、事業実施者に通知する。

2 市長は、前項の場合において適正な交付を行うため必要があるときは、補助金の交付に係る事項に修正を加えて交付決定をすることができる。

3 市長は、前条第2項ただし書による交付の申請がなされたものについては、補助金の額の確定において当該補助金に係る消費税仕入控除税額を減額する旨の条件を付して、交付の決定を行うものとする。

（交付条件）

第6条 市長は、事業実施者が実施する補助事業に対して、補助金を交付しようとする場合には、各号に掲げる事項につき次の条件を付するものとする。

（1）補助事業の内容を変更（市長が認める軽微な変更を除く。）をする場合には、市長の承認を受けること。

（2）補助事業を中止し、又は廃止する場合には、市長の承認を受けること。

（3）補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難になった場合には、速やかに市長に報告してその指示を受けること。

（4）補助事業に係る関係書類の保存については次のとおりとする。

補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ当該帳簿及び証拠書類を補助事業完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておくこと。

（5）補助事業により取得した機械及び器具等については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定めている耐用年数を経過するまで、市長の承認を受けずに、この補助事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取壊し又は廃棄しないこと。

- (6) 市長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を市に納付させることがあること。
- (7) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図ること。
- (8) 補助事業を行うために設置工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾しないこと。
- (9) 事業実施者が(1)から(8)により付した条件に違反した場合には、この補助金の全部又は一部を市に納付させることがあること。
- (10) (5)により付した条件に基づき、市長が財産の処分を承認する場合には、「厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分について」(平成20年4月17日社援発第0417001号厚生労働省社会・援護局長通知)の基準に準じるものとする。
- (11) 事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合(消費税仕入控除税額が0円の場合も含む。)は、船橋市障害者グループホームスプリングラー整備費補助金に係る消費税及び地方消費税の仕入控除税額報告書(第8号様式)により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに、市長に報告しなければならない。ただし、当該補助金に係る消費税仕入控除税額を減額して実績報告を行った場合には、この限りではない。

なお、事業実施者が全国的に事業を展開する組織の支部(又は支社、支所等)であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部(又は本社、本所等)で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

また、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、当該消費税仕入控除税額を市に返還しなければならない。

- (12) 事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から、寄付金等の資金提供を受けないこと。ただし、共同募金会に対してなされた指定寄付金を除く。
- (13) 事業を行うために締結する契約については、市が行う契約手続の取扱いに準拠すること。

(変更等の承認等)

第7条 第5条の規定による交付決定を受けた者は、前条第1号から第2号の規定による承認を受けようとする場合には、船橋市障害者グループホームスプリンクラー整備費補助事業計画変更(中止・廃止)承認申請書(第3号様式)により、速やかに市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請を受理した場合は、その内容を審査し承認の可否を決定し、その旨を船橋市障害者グループホームスプリンクラー整備費補助事業計画変更(中止・廃止)可否決定通知書(第4号様式)により、当該申請をした者に通知する。

(重複の禁止)

第8条 補助事業の対象経費と重複して他の補助金等の交付を受けてはならない。

(申請の取下げのできる期間)

第9条 申請の取下げのできる期間は、交付の決定の通知を受理した日から10日を経過した日までとする。

(実績報告)

第10条 事業実施者は、補助事業が完了したときは、その完了した日から起算して30日以内の日又は当該年度の3月31日のいずれか先に到来する日までに、船橋市障害者グループホームスプリンクラー整備費補助金実績報告書(第5号様式)により、市長に報告しなければならない。

なお、事業が翌年度にわたるときは、船橋市障害者グループホームスプリンクラー整備費補助金年度終了報告書(第6号様式)をこの補助金等の交付決定に係る市の会計年度の翌年度の4月15日までに市長に提出しなければならない。

2 消費税及び地方消費税を補助対象経費とする場合にあっては、事業実施者は、前項の実績報告を行うに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかな場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

(額の確定)

第11条 市長は、前条の規定による報告を受けたときは、その内容を審査し、交付すべき補助金の額を確定し、その旨を船橋市障害者グループホームスプリンクラー整備費補助金交付確定通知書(第7号様式)により、事業実施者に通知する。

(届出事項)

第12条 事業実施者は、次の各号のいずれかの一に該当するときは、速やかに文書をもってその旨を市長に届け出なければならない。

- (1) 住所又は氏名を変更したとき。
- (2) その他市長が必要と認めたとき。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年1月1日から施行する。

(別添)

船橋市障害者グループホームスプリンクラー整備費補助金に係る補助事業

1 「補助事業」は、次に掲げる事業をいう。

項目	事業内容
スプリンクラー整備事業	船橋市指定障害福祉サービス事業者等の指定等に関する規則の規定に基づき、賃貸物件にて新規に開設されるグループホームに対し、スプリンクラー整備を図る。

2 補助率

施設種別	補助割合
障害関係施設	3 / 4

3 対象施設

区分	設置者
グループホーム	社会福祉法人、医療法人、特定非営利活動法人、株式会社 等 (当該法人が当該事業に係る建物を賃借して運営する場合に限る。)

4 補助要件

- (1) 消防法施行令及び同法施行規則に定める設備、設備基準及びこれらに準じた措置に基づいて設置すること。
- (2) スプリンクラーが整備困難で、その代替としての性格を有するパッケージ型自動消火設備が整備されている場合を除く。

5 補助基準（事業費ベース）

基準額	対象経費
1 m ² 当たり基準単価×市が認めた面積	スプリンクラー整備に必要な工事費又は工事請負費

6 基準単価

1 m²当たり 18,000円

ただし、消火ポンプユニット等の設置が必要な場合、1施設当たり3,000千円加算

7 その他

スプリンクラー整備が以下の理由により困難な場合は、パッケージ型自動消火設備を設置することを認め、同様の取り扱いとすること。

ア 水源やポンプ室等の設置が土地の制約上困難な場合

イ 建物の構造上配管工事が困難である場合

ウ スプリンクラー整備により、入所者処遇等に相当な困難が生じることが認められる場合

エ その他上記以外にスプリンクラー整備が相当困難と認められる場合

第1号様式

船橋市障害者グループホームスプリンクラー整備費補助金
交付申請書

年 月 日

船橋市長 あて

所在地
名称
代表者氏名



船橋市障害者グループホームスプリンクラー整備費補助金の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1 交付申請額 円

2 添付書類

- (1) 申請額算出内訳
- (2) 事業計画書
- (3) 歳入歳出予算書（見込書）抄本
- (4) 原本証明書
- (5) 契約書又は請書（見積書）の写し
- (6) 工事内訳書の写し
- (7) 費目別振分表
- (8) 工事工程表
- (9) 各室面積表
- (10) 位置図、配置図、平面図及び立面図
- (11) 工事箇所の写真（整備前）
- (12) 補助金振込先
- (13) 内示通知の写し

3 消費税の適用に関する事項（該当するものに☑）

① 補助金交付額の算定

- 消費税額を補助対象経費に含めないで補助金交付額を算定
 - 消費税額を補助対象経費に含めて補助金交付額を算定
- ※確定申告により仕入税額控除した消費税に係る補助金相当額が確定後、「消費税仕入控除税額報告書」の提出が必要となります。（返還額が0円の場合も含む）。

② ①で「消費税を補助対象経費に含めて補助金交付額を算定」を選択した理由

- 免税事業者である
- 簡易課税事業者である
- 消費税法別表第3に掲げる法人等であって特定収入割合が5%を超える
- その他（ ）

第2号様式

船橋市障害者グループホームスプリンクラー整備費補助金
交付可否決定通知書

第 年 月 日 号

様

船橋市長



年 月 日付で申請のあった船橋市障害者グループホームスプリンクラー整備費補助金の交付について、下記のとおり決定したので通知します。

記

1 交付する。

(1) 交付決定額 円

(2) 交付の条件

「船橋市障害者グループホームスプリンクラー整備費補助金交付要綱」第6条による。

2 交付しない。

理由

第3号様式

船橋市障害者グループホームスプリンクラー整備費補助金
計画変更（中止・廃止）承認申請書

年 月 日

船橋市長 あて

所在地
名称
代表者氏名



年 月 日付け第 号で交付決定のあった船橋市障害者グループホームス
プリンクラー整備費補助事業を

計画変更

中止 したいので、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

廃止

記

- 1 計画変更、中止又は廃止年月日 年 月 日
- 2 計画変更、中止又は廃止の理由
- 3 補助事業の内容（計画変更の場合）

（変更前）

（変更後）

第4号様式

船橋市障害者グループホームスプリンクラー整備費補助金
計画変更（中止・廃止）可否決定通知書

第 号
年 月 日

様

船橋市長



年 月 日付け第 号で申請のあった船橋市障害者グループホーム
スプリンクラー整備費補助事業の

計画変更

中 止 について、下記のとおり決定したので通知します。

廃 止

記

- 1 承認する。
- 2 承認しない。
(理由)

第5号様式

船橋市障害者グループホームスプリンクラー整備費補助金
実績報告書

年 月 日

船橋市長 あて

所在地
名称
代表者氏名



年 月 日付け第 号で交付決定のあった船橋市障害者グループホームスプリンクラー整備費補助金に係る事業実績について、下記の書類を添えて報告します。

記

- (1) 事業実績の報告書
- (2) 歳入歳出決算書（見込）書抄本
- (3) 工事請負契約書の写し又は支払領収書の写し
- (4) 工事費内訳書、工事事務費内訳書等の写し
- (5) 工事完了を確認するに足る検査済証等の写し
- (6) 工事に係る設計図及び平面図等の写し
- (7) 工事箇所の写真（整備後）
- (8) 業者選定時から工事完了までの経緯
請負業者選定方法
契約年月日
着工年月日
竣工年月日
供用開始年月日

第6号様式

船橋市障害者グループホームスプリンクラー整備費補助金年度終了報告書

年 月 日

船橋市長 へ

所在地
名称
代表者氏名

印

年 月 日付け第 号で交付決定のあった障害者グループホーム
スプリンクラー整備費補助金については、市の会計年度が終了したことに伴い別紙のと
おり報告します。

第7号様式

船橋市障害者グループホームスプリンクラー整備費補助金
交付確定通知書

第 号
年 月 日

様

船橋市長



年 月 日付けで実績報告のあった船橋市障害者グループホームスプリンクラー整備費補助金について、補助金の額を確定したので、下記のとおり通知します。

記

- 1 交付確定額 円
- 2 交付決定額 円

第8号様式

船橋市障害者グループホームスプリンクラー整備費補助金に係る消費税
及び地方消費税の仕入控除税額報告書

年 月 日

船橋市長 あて

所在地
名称
代表者氏名



年 月 日付け第 号で交付決定のあった船橋市障害者グループホームスプリンクラー整備費補助金について、下記のとおり請求します。

記

1. 補助金交付確定額

金 _____ 円

2. 確定申告により確定した船橋市障害者グループホームスプリンクラー整備費補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（※消費税の申告義務がない場合も0円と記載すること）

金 _____ 円

※0円の場合はその理由について

- 消費税の申告義務がない
- 簡易課税方式による申告を行っている
- 消費税法別表第3に掲げる法人等であって特定収入割合が5%を超える
- その他（返還額算出シートによる計算の結果、返還額が0円だった場合など）

3. 添付資料

- ・ 返還額算出シート
（申告義務がない、簡易課税方式、消費税法別表第3に掲げる法人等であって特定収入割合が5%を超える事業者は添付不要）
- ・ 別添 添付書類チェック表及び該当書類のとおり

別添 添付書類チェック表

※本用紙と合わせて該当する添付書類を提出して下さい。

申告方式	添付書類	提出書類 に☑
消費税の確定申告義務がない	○免税事業所であることを証する書類【任意様式】	□
簡易課税方式により申告している 場合	○消費税確定申告書（簡易課税用）（写し）	□
公益法人（一般社団法人、社会福 祉法人、宗教法人）等で特定収入 割合が5%を超えている場合	○消費税確定申告書（写し） ○消費税確定申告書付表2（計算表）（写し） ○特定収入割合を確認できる書類【任意様式】	□
課税売上割合が95%以上かつ課 税売上高が5億円以下の法人等	○消費税確定申告書（写し） ○消費税確定申告書付表2（計算表）（写し）	□
課税売上割合が95%未満または 課税売上高が5億円超の法人等で あって一括比例配分方式により消 費税の申告を行っている場合		□
課税売上割合が95%未満または 課税売上高が5億円超の法人等で あって、個別対応方式により消費 税の申告を行っている場合		□